

「動物取扱業における爬虫類の飼養管理基準の細部解釈と
運用指針（解説書）」の検討イメージ

項目名一覧

- (a) ① 複数・単数飼養、捕食・被捕食動物の近接展示について
- (b) ② 動物への接触方法について
- (c) ③ 清掃について
- (c) ④ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について
- (d) ⑤ 従業員の員数について

【以下のパターンごとに基準案と解説書の記載イメージを記載】

<基準改正あり>

- (a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正 1件
- (b). 犬猫以外の哺乳類の基準を参考とした基準への改正 1件
- (c). 爬虫類の基準を新たに策定 2件

<基準改正なし>

- (d). 新たに基準は策定せず解説書で具体化 1件

①複数・単独飼養、捕食・被捕食動物の近接展示について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 不適切な混合展示による共食い (R4 第2回爬虫類WG)
- イベント販売における爬虫類の透明な食品パック等の積み重ねによる販売や展示 (ヒアリング)
- 捕食動物と被捕食動物が近接又は見える位置で展示されている

【加筆等の必要性に関するヒアリング等における意見】

- 群れ等を形成しない動物及び闘争や共食いの可能性があり単独飼育が望ましい動物に対しては、その配慮をすべきではないか
- 動物の組み合わせに関しては、繁殖期における行動の変化や、体の大きさなどの個体差にも配慮すべきではないか (R4 第2回爬虫類WG)

これまでの検討内容

- 被捕食動物が恐怖で自切することもあることから、陳列・運搬時に、捕食者、被捕食者は見えないようにすることが重要
- 複数飼養について、繁殖時の噛み合いはよくある。意図をもってその環境に置いているのだということを明確に示すことが重要 (R7第3回爬虫類WG)

解決すべき課題

- 過度な闘争や捕食が発生するおそれのある組み合わせの同種又は異種の動物を同一ケージ内に複数入れない
- 動物が過度なストレスを受ける組み合わせや配置にしない

(a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正

①複数・単独飼養、捕食・被捕食動物の近接展示について (2/2)

現在の飼養管理基準

- 第2条第7号ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第7号ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び哺乳類にあっては飼育頭数を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

飼養管理基準イメージ（爬虫類）

- 第2条第7号ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び哺乳類又は爬虫類にあっては飼育頭数を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

爬虫類解説書イメージ

- 細部解釈、推奨事項及び参考事項で補足する

（細部解釈）

- 配置…展示の際に捕食動物である爬虫類と被非捕食動物を接触できる、又は見えるようなケージ等の構造又は配置で飼養又は保管しない旨記載
- 動物の組合せ…同種又は被捕食動物同士であっても、過度な動物間の闘争等が発生する場合や極端に大きさが異なる動物種（例：大型陸棲カメと小型哺乳類）は、同一のケージ等内に入れることは避ける旨を記載
- 過度な動物間の闘争等…同一のケージ等に同種又は異種の動物を入れることにより、外傷が生じるような闘争や捕食等を含む旨記載
(推奨事項)
- (案) 展示の際に捕食、被捕食関係にある動物種同士を物理的に見えないようにするなど具体的な留意事項例を推奨事項に記載
(参考事項)
- (案) 爬虫類（トカゲ類等）は恐怖等の過度なストレスにより自切する場合がある旨記載

②動物への接触方法について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 触れ合い優先で水生カメに必要な水位が確保されていない
 - 室内型動物展示施設に種類、常時給餌が必要な動物への配慮すべきではないか（ヒアリング）
 - 客の餌やり時の感染対策を徹底すべき
 - 常時見ているスタッフがいないため、子どもたちが触って去った後にカメが裏返ったままとなっている
 - 野生動物由来の動物が、動物福祉や感染症予防の観点における考慮がない状態で、触れ合いに用いられている（ヒアリング）
 - リクガメ等に子どもを乗せる等の事例がある（ヒアリング）
 - リードで拘束された状態で、爬虫類が触れ合いに用いられている
- 【加筆等の必要性に関するヒアリング等における意見】
- 厚労省の動物展示施設共通感染症のガイドライン（エキゾチックアニマルとの直接の触れ合い非推奨、爬虫類への留意、検疫・馴化の必要性）と整合性を取るべきではないか（R4 第2回爬虫類WG）
 - 動物の時間規制（1時間交代等）、職員の規定（1種につき一人等）、シェルター設置について規定すべきではないか（ヒアリング）
 - 動物に対する、また顧客に対する事故の記録、行政への報告、保険加入の義務化すべきではないか（ヒアリング）
 - 触れ合い時の餌やりについて、量の制限、はないか（ヒアリング）

これまでの検討内容

- 爬虫類は表情や鳴き声によって動物へのストレスの度合いを判断することが難しい。種によりではなく、個体による差も大きく、すぐ噛む個体、そうでない個体がいるので判断が難しいことを踏まえる必要
- 過度なストレスについて、個体差や種による差があり、ストレスを客観視するのは難しい。例えば餌を食べるかどうかや、見た目の健康状態で客観視することが必要（R7第3回爬虫類WG）
- 人が個体を落とす危険性、カメの甲羅の上に乗る、ヘビを首に巻く等の触れ合いには注意する必要。動物のグループごとに、どのような触れ合いがあるか把握しておくことが重要

解決すべき課題

- 触れ合いでは動物が休息（顧客が入ることができない逃げ場）や、休憩時間を設ける
- 顧客による不適切な触れ合いが生じた場合には、直ちに対応するための監視と人員確保
- 人と動物間においてウイルス等が感染しないよう対策を行うこと

②動物への接触方法について (2/2)

現在の飼養管理基準

■ 第2条第7号ノ

- (1) 略
- (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
- (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

飼養管理基準案 (犬猫以外の哺乳類)

■ 第2条第7号ノ

- (1) 略
- (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類に接触する際に対応にあたる職員については、同時に接触の用に供される動物の数、同時に接触を行う顧客等の数、接触スペースの広さ等に鑑み、顧客等による不適切な接触が生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。
- また、顧客等が哺乳類に接触する場合には、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客等から逃げることができる場所を常時確保すること。顧客等が哺乳類に接触する場合には動物への接触方法についての理解を文書又は口頭で事前に確認すること。
- また、過度に幼齢な個体、顧客との接触により過度なストレスを受ける個体、人と動物の共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。
- (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

飼養管理基準イメージ (爬虫類)

■ 第2条第7号ノ

- (1) 略
- (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類又は爬虫類に接触する際に対応にあたる職員については、同時に接触の用に供される動物の数、同時に接触を行う顧客等の数、接触スペースの広さ等に鑑み、顧客等による不適切な接触が生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。
- また、顧客等が哺乳類又は爬虫類に接触する場合には、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客等から逃げができる場所を常時確保すること。顧客等が哺乳類又は爬虫類に接触する場合には動物への接触方法についての理解を文書又は口頭で事前に確認すること。
- また、過度に幼齢な個体、顧客との接触により過度なストレスを受ける個体、哺乳類においては人と動物の共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。
- (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

爬虫類解説書イメージ

■ 細部解釈で補足する

- 過度なストレスを受ける個体…馴化がなされていないワイルド個体等の事例を細部解釈に記載する
- 爬虫類が顧客から逃げられる場所（シェルター等）に隠れている場合は、顧客が接触することができないように配慮する
- サルモネラなど爬虫類が保有している可能性が極めて高い感染症があることを踏まえた手洗いの必要性などを細部解釈・推奨事項等で記載する

③清掃について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 清掃が不要という認識がある個体の状態において、臭い、汚いといった飼育環境の苦情を受けるため、飼養施設の臭気について、具体的な数値規制があるとよい（ヒアリング）

【加筆等の必要性に関するヒアリング等における意見】

- 頭数制限が難しい場合、清掃頻度の規定により飼育頭数が制限すべきではないか（ヒアリング）
- 水棲・半水棲爬虫類の水場における水質の検査の義務付けなど、健康に問題ない水質の維持が可能な基準とすべきではないか（R4第2回爬虫類WG）

これまでの検討内容

- 爬虫類は清掃時ストレスがあるため、排便の都度の清掃が重要
- 爬虫類は販売の回転が速いため、ケージ・水槽を消毒することなく次の個体を入れることがある。餌の使いまわし等もあり、伝染病の懸念が他の動物よりも高いため、販売後は洗浄・消毒、床材を変える等を付け加えることも検討
- 清掃について、必ず洗浄を行うことあるが、水族館や植物等の環境と共に展示をしている場合毎回洗浄消毒を行うのが厳しいのではないか（R7第3回爬虫類WG）
- 個体サイズのばらつきを考慮する必要がある。1日1回の清掃については非常に小さい動物の場合現実的ではない（R7第3回爬虫類WG）
- 水質の維持に関しては、どのような目的で設けるかを踏まえて、基準を検討
- 水替えの頻度など、清掃によって水質をどう保つかは重要。小型の爬虫類を大きなビバリウム水槽で飼うような場合には、水質のフィルターは必要だが、毎日清掃するものではないようなことがきちんと読めるようにしないといけない（R7第3回爬虫類WG）
- 爬虫類にとって、1日1回の清掃がストレスにならないかを踏まえ検討

解決すべき課題

- 爬虫類の実態に沿った清掃基準がない
- 水質を健康の維持上適切に保つ基準がない

③清掃について (2/2)

現在の飼養管理基準

- 第2条第1号ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1)～(2) 略
 - (3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
 - (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

※基準に変更なし

飼養管理基準イメージ（爬虫類）

- 第2条第1号ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1)～(2) 略
 - (3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。爬虫類にあっては、一日一回以上衛生状態や排泄状況を確認する。ケージ等に水環境を必要とする爬虫類にあっては健康に支障が生じることのないよう水環境を適切に保つとともに、必要に応じて清掃を行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
 - (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

爬虫類解説書イメージ

■ 細部解釈及び推奨事項で補足する

(細部解釈)

- 水環境を適切に保つ…水の交換を一日一回以上必須とするものではなく、水槽におけるフィルターの定期的な清掃等を行うことで水環境を適切な状態に維持することを含む
- 個体の入れ替えの際には短時間の飼養であっても必ず洗浄・消毒を行う旨を細部解釈に記載
- 日常的に複数の個体入れ替わりで飼養することが想定される動物園水族館等の施設は必要に応じた頻度でよい旨記載
- 健康管理のための水替えについて記載
- 床敷きを敷く等…水棲爬虫類にあっては水替え

(推奨事項)

- 食べ残した餌（残さ）を別個体に供しないよう注意喚起が必要であることを推奨事項に記載

④健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について（1/2）

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 痩せ細ったヘビ、トカゲを販売、呼吸器疾患のあるヘビを販売
- 病気になっているヘビをふれあい展示

これまでの検討内容

- 病気かどうか（痩せすぎかどうか含）を判断するために参考となる写真等があると、適切な指導が進むのではないか
- 個体差があるため丁寧に見る必要がある。例えば昔怪我をして甲羅が欠けているが治療後健康に生活しているという場合もある（R7第3回爬虫類WG）
- 痩せている状態だけでなく餌を与えすぎて太っている状態も健康とは言えない。何が健康か検討する必要がある（R7第3回爬虫類WG）

解決すべき課題

- 爬虫類の健康状態を観察し不健康な状態（痩せすぎ、甲羅や皮膚が汚れている状態、苔が生えている状態など）にしない

④健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について (2/2)

現在の飼養管理基準

- 第2条第7号イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
 - (2) 体表が毛玉で覆われた状態
 - (3) 爪が異常に伸びている状態
 - (4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

飼養管理基準案 (犬猫以外の哺乳類)

- 第2条第7号イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
 - (2) 体表が毛玉で覆われた状態
 - (3) 爪、門歯、ひづめが異常に伸びている状態
 - (4) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

飼養管理基準イメージ (爬虫類)

- 第2条第7号イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
 - (2) 体表が毛玉で覆われた状態
 - (3) 爪、門歯、ひづめが異常に伸びている状態
 - (4) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 爬虫類を飼養又は保管する場合には、爬虫類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 体表にふん尿やカビ等が固着した状態
 - (2) その他爬虫類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

爬虫類解説書イメージ

- 細部解釈で補足する

- 体表…カメの甲羅を含む
- カビ等…水カビや緑藻類を含む
- 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態…爬虫類特有の状態を記載（例：脱皮不全、爪が異常に伸びた状態、カメのくちばしが異常に伸びた状態 等）

⑤従業員の員数について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

【加筆等の必要性に関するヒアリング等における意見】

- 不衛生な環境での飼養を防ぐため、事業者は飼育頭数に対する職員数の根拠を提示すべき (R4 第2回爬虫類WG)

これまでの検討内容

- 設備によって要する人員が異なるため、頭数に対する従業員数の設定は難しい (ヒアリング)
- 従事する従業員について、検討事項としてわざわざ取り上げる挙げる必要があるのか。他の生き物でも同じなのではないか (R7第3回爬虫類WG)
- 従業員数は業者にとっても重要であり、業を行う上で足かせとなる可能性もある。爬虫類は体の大きさや飼い方が哺乳類より幅広いため、どの動物に対してどのような飼い方をするのか、それによってどれくらい汚れるのか等、丁寧に見る必要がある (R7第3回爬虫類WG)

解決すべき課題

- 不衛生な環境にならないよう他の規定でカバーする

⑤従業員の員数について (2/2)

現在の飼養管理基準

- 第2条第2号 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとすること。
(以下略)

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

※基準に変更なし

飼養管理基準イメージ（爬虫類）

※基準に変更なし

爬虫類解説書イメージ

■ 細部解釈で補足

(細部解釈)

- 職員数に見合ったもの…清掃、給餌、健康チェック等の適切な飼養保管を行う時間を確保し、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届いた状態を保つことが可能な動物の種類及び数

(参考)

- 清掃等の適正な飼養管理についての他規定を参考事項に記載する
- 触れ合い時における職員数についての他規定（第2条第7号ノ）を参考事項に記載する